

令和4年度 香南市の健全化判断比率・資金不足比率

令和4年度決算に基づく香南市の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。
健全化判断比率及び資金不足比率は、下記の表のとおり、いずれも国が定める早期健全化基準・経営健全化基準以内です。

一健全化判断比率一

(単位:%)

指 標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	4.7	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないので「—」と記載しています。

※実質公債費比率は令和2年度から令和4年度の3ヶ年平均です。

(単位:%)

早期健全化基準	13.18	18.18	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合に、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

また、健全化判断比率(将来負担比率を除く)のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。「財政再生計画」に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の発行ができなくなるなどの制限を受けることとなります。

一資金不足比率一

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率
香南市水道事業会計	—
香南市公共下水道事業会計	—
香南市農業集落排水事業会計	—

※資金不足比率は、資金不足額がないので「—」と記載しています。

(単位:%)

経営健全化基準	20.0
---------	------

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合に、「経営健全化計画」を定めなければなりません。